

医療機関・助産所へ必ずお渡しください

医療機関・助産所の皆様へ

米子市長

米子市産後健康診査費用助成金制度のお知らせ

米子市では、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつの予防や、新生児への虐待予防等を図るため、米子市に住民登録のある産婦が、産後健康診査（産後健診）を鳥取県外の医療機関または助産所で受診した費用の助成を行っています。（妊婦一般健康診査の委託医療機関であっても県外の医療機関は米子市の受診票が使用できません）

産後健診を受診された際は、下記のとおりお願ひいたします。

記

【受診時のお願い】

産後健診受診の際には次の項目全ての実施をお願いいたします。

- ・**基本的な健診（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査）**
- ・**産後質問票（エジンバラ産後うつ病質問票）**…産婦さんがお持ちのもの（米子市発行）をご使用ください。
紛失の場合はお問い合わせください。

※総合判定については、産後質問票の合計点数のみではなく、診察結果及び産後質問票10番の回答状況、受診中の様子を含めて総合的に判断してください。健診の結果、市町村からの支援の必要性が認められる場合はご本人に説明のうえ、すみやかに下記までご連絡ください。

【受診時期の目安】

おおむね産後4週目と、必要に応じて産後2週目に実施してください。また、産後9週以上の受診は本助成金制度の対象外になります。

【受診後のお願い】

- ・健診費用は産婦さんからお受け取り下さい。
- ・母子健康手帳15ページの「出産後の母体の経過」欄に結果及び備考欄に産後健診とご記入ください。
- ・医療機関・助産所にて回答済みの産後質問票を封筒に入れてのり付けし、産婦さんにお渡しください。助成金の申請時に必要です。
- ・**産後健康診査領収証書**をご記入いただき、産婦さんにお渡しください。（裏面記入例あり）なお、領収証書発行のための費用はお支払いできませんので、発行に費用がかかる場合は、かわりに医療機関発行の**領収書**（受診者氏名・受診日・検査内容・産後健診に要した費用の記載・医療機関の領収印があるもの）と**明細書**でもかまいません。

【助成金交付までの流れ】

該当になる産婦さんがはじめに健診費用を自費で支払い、その後、本助成金の申請手続きをします。本市は、審査のうえ、産後健診にかかった費用を、1回につき5,000円を上限に最大2回まで、ご本人指定の口座に振込みます。

ご不明な点につきましては、お問い合わせください。お手数おかけしますが、よろしくお願ひいたします。

【お問い合わせ】 〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3

米子市健康対策課 TEL 0859-23-5451・5453 FAX 0859-23-5460

※この領収書は、医療機関または助産所が記入してください

※訂正する場合は訂正印を押印願います

記入例

産後健康診査領収証書

受診者氏名

米子 良子

受診年月日

2019 年 5 月 10 日

領収金額

6,000 円

米子市産後健康診査は、次の項目を実施するものとします。

医療機関にて実施したものに☑を入れてください

基本的な健康診査

産後質問票（エジンバラ産後病質問票）

受診した産婦が回答済の

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査

実施したものに☑ をいれてください。

上記のとおり、産後健康診査に要した費用を領収

年 月 日

受診日に、産婦が、産後健診のために支払った金額を記入してください。

※乳児健診や、健康保険適用の診療、
基本的な産後健診を実施していない診療、文書料にかかる費用は対象としません。

医療機関又は助産所の

所在地
名 称

ゴム印でも構いません

上記の健康診査の費用を領収し
た日をご記入ください。

代表者氏名

(印)

朱肉を使う印(スタンプ印、シャチ
ハタは不可)を押印願います。